

まちづくり委員会記録  
【速報版】

令和8年6月1日開会

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 長谷川琢磨委員長 これより委員会を開会いたします。

本日の欠席委員は田中委員でございます。

なお、鈴木副市長は他の委員会に出席しておりますが、審査の状況により当委員会に出席するとのことでございますので、御了承願います。



◎ 市第13号議案の審査、採決

- 長谷川琢磨委員長 道路・交通政策局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

市第13号議案を議題に供します。

市第13号議案 峰沢第337号線等市道路線の認定及び廃止

- 長谷川琢磨委員長 当局の説明を求めます。

- 角野道路・交通政策局長 それでは、市第13号議案峰沢第337号線等市道路線の認定及び廃止について御説明いたします。

議案書は191ページになりますが、本日は資料で御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

提案理由について御説明いたします。

峰沢第337号線等の路線を市道に認定し、及び峰沢第181号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

3ページ目を御覧ください。

認定する路線につきましては4路線で、道路延長は164メートル、面積は861平方メートルとなっております。認定理由の内訳といたしまして、公道移管、開発行為等、路線整理となっております。

続きまして、廃止する路線につきましては27路線で、道路延長は1208メートル、面積は2797平方メートルとなっております。廃止理由の内訳としましては、払下げ、道路付け替え、開発行為等、路線整理となっております。

4ページ目以降は、認定、廃止案件の路線ごとの幅員及び延長について記載しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

- 長谷川琢磨委員長 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

(発言する者なし)

- 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長　それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 長谷川琢磨委員長　御異議ないものと認め、市第13号議案については原案可決といたします。  
以上で道路・交通政策局関係の審査は終了いたしました。  
ここで委員会を暫時休憩いたします。  
休憩時刻　午前10時02分  
（当　局　交　代）

再開時刻　午前11時10分

- 長谷川琢磨委員長　それでは、委員会を再開いたします。

◎ 市第8号議案及び市第9号議案の審査、採決

- 長谷川琢磨委員長　建築局関係の審査に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

初めに、市第8号議案及び市第9号議案につきましては、関連する議案ですので、2件を一括議題に供します。

市第8号議案　横浜市営住宅条例の一部改正  
市第9号議案　横浜市改良住宅条例の一部改正

- 長谷川琢磨委員長　当局の説明を求めます。  
○ 清田建築局長　市第8号議案横浜市営住宅条例の一部改正及び市第9号議案横浜市改良住宅条例の一部改正について御説明いたします。  
議案書では、159ページから162ページとなります。  
内容につきましては、お手元の資料で御説明をいたします。  
資料の2ページを御覧ください。

1、改正の内容ですが、さかえ住宅の建て替え工事が令和8年度に完了予定のため、以下の改正を行います。住宅地区改良法に基づく改良住宅であったさかえ住宅の建て替えに伴い、改めて同法に基づく更新住宅及び公営住宅法に基づく公営住宅に位置づけるものでございます。

（1）横浜市営住宅条例の改正ですが、横浜市営住宅条例の別表の1の表に住宅名を加えます。

（2）横浜市改良住宅条例の改正ですが、横浜市改良住宅条例別表の2の表に更新住宅として住宅名を加えます。

3ページを御覧ください。

2、条例に追加する住宅の概要ですが、住宅名は市営さかえ住宅、所在地は港北区日吉六丁目13番、構造・階数は鉄筋コンクリート造、6階1棟、戸数は公営住宅37戸、更新住宅138戸、合計175戸でございます。

3、施行日ですが、横浜市営住宅条例及び横浜市改良住宅条例に係る改正規定は、規則で定める日から施

行とします。

説明は以上でございます。

○ **長谷川琢磨委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **白井正子委員** 説明ありがとうございました。

建て替え前は全て住宅地区改良法に基づく改良住宅でということ、それで建て替え後は、改良住宅を建て替えた更新住宅と公営住宅法に基づく公営住宅になるということなのですが、設備とか内装などで仕様に差があるものなののでしょうか。

○ **清田建築局長** 特に差はございません。

○ **白井正子委員** それでは、戸数についてなのなのですが、合計で175戸になるということで、これまで従前は180戸と聞いていましたから少なくなるのかなと思うのですが、市営住宅全体の戸数は維持する方針というのがしっかりありますが、戸数の関係はどうなるのか伺います。

○ **清田建築局長** 今回、従前よりもファミリータイプなどを増加させておまして、結果として戸数は減っておりますが、ほかの住宅での建て替えなんかで戸数を増やしておりますので、トータルとして戸数を維持していく、そういう考えで進めております。

○ **白井正子委員** 確認しました。

それで、建て替えに伴う転居のことなのですが、仮の住宅に転出していくときには大変日数がかかって、予定されていた期日が延長されたという経緯もあるわけなのですが、他区へ転出する方も多かったということで、なかなか環境が変わって大変だったという例も聞いております。

それで、戻り入居に当たっては、独り暮らしの方も多いため介護サービスに、また区を変えて、区役所の手続なども必要になってくると思いますので、必要な支援がしっかりと届く必要があると思っております。

それで、直営の建て替えですから職員の方が対応されているとは思いますが、移転の説明会とか入居の説明会に参加できていない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ個別な対応が必要だと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

○ **長谷川琢磨委員長** 他に、よろしいですか。

(発言する者なし)

○ **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **長谷川琢磨委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、市第8号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **長谷川琢磨委員長** 御異議ないものと認め、市第8号議案については原案可決といたします。

次に、市第9号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、市第9号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第10号議案の審査、採決

- 長谷川琢磨委員長 次に、市第10号議案を議題に供します。

市第10号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部  
改正

- 長谷川琢磨委員長 当局の説明を求めます。
- 清田建築局長 市第10号議案横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書では、163ページから178ページまでとなります。

内容の説明につきましては、本日お手元にお配りいたしました資料に基づき御説明をいたします。

それでは、資料の2ページ御覧ください。

- 1、趣旨について御説明をいたします。

都筑中川一丁目地区地区計画及び都筑関耕地地区地区計画が、令和8年1月の都市計画審議会を経て、令和8年2月に都市計画決定をされました。これに伴い、都筑中川一丁目地区地区計画及び引き続き関耕地地区地区計画の内容のうち必要な事項を条例に位置づけるために、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正を行います。

- 3ページを御覧ください。

- 2、地区計画の内容を条例に位置づける意義について御説明をいたします。

(1) 地区計画とはについてですが、地区計画は、地区の特性に応じて建築物の用途、高さ、壁面の後退距離のほか、広場や歩行者用の通路などをきめ細かく定める地区レベルの都市計画でございます。都市計画法に基づく手続を経て、都市計画決定・変更を行います。

なお、都市計画法に基づく手続の流れは図のとおりでございます。

- 4ページを御覧ください。

(2) 地区計画の内容についてですが、地区計画は大きく分けて、①地区計画の目標、②地区計画の方針、③地区整備計画の3つから構成をされます。

③地区整備計画の内容として、下記黒丸に示します地区施設に関する事項、建築物等に関する事項、樹林地、草地等の保全に関する事項をそれぞれ定めることができます。

青色の点線でお示ししている項目につきましては、建築基準法等に基づく条例に位置づけることで建築確認の審査項目等となり、より担保性のある手続として罰則規定が適用可能となります。

- 5ページを御覧ください。

- 3、都筑中川一丁目地区地区計画について御説明をいたします。

(1) 位置図・航空写真についてですが、赤色の太線で示した範囲が本地区計画の区域です。本地区は、都筑区北部の市営地下鉄3号線中川駅の南側に位置しております。

- 6ページを御覧ください。

(2) 都市計画図についてですが、赤色の太線で示した範囲が本地区計画の区域です。

資料左側の図は、用途地域に関する都市計画図です。本地区は第二種住居地域で、容積率は200%、建蔽率は60%となっています。

資料右側の図は、高度地区に関する都市計画です。本地区は第4種高度地区で、最高高さが20メートルかつ北側斜線制限があります。

7ページを御覧ください。

(3) 地区計画策定までの手続についてですが、令和7年9月の都市計画市素案説明会から都市計画手続が開始され、令和8年1月の都市計画審議会を経た後、2月に都市計画を決定した旨の告示がされました。

8ページを御覧ください。

(4) 地区計画の目標についてですが、大規模な土地利用転換の機会を捉え、脱炭素社会への貢献や地域の交流拠点を備えた脱炭素化のモデルとなる先導的な集合住宅への転換を進めることで、地域の魅力向上及び活性化を図ることを目標としています。

9ページを御覧ください。

(5) 土地利用の方針についてですが、①脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素化のモデルとなる先導的な集合住宅の立地を図る。②持続的かつ魅力的な地域コミュニティや地域の防災、環境への配慮等に資するスペースを創出するため、地域開放型の広場や屋内空間等を合計約1000平方メートル整備する。③緑豊かな居住環境の維持を図るとともに、周辺の歩行者ネットワークを維持する安全で快適な歩行者空間の形成を図るとしています。

10ページを御覧ください。

(6) 地区整備計画のうち条例に位置づける内容を御説明いたします。

まず、①の建築物の用途の制限では、建築してはならない建築物として、記載の用途を定めます。

11ページを御覧ください。

②壁面の位置の制限では、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならないと定めます。

12ページを御覧ください。

③建築物の高さの最高限度では、30メートルと定めます。また、周辺への配慮として北側斜線制限及び周辺配慮斜線制限を定めます。

④建築物の緑化率の最低限度では、100分の25と定めます。

13ページを御覧ください。

4、都筑関耕地地区地区計画について御説明いたします。

(1) 位置図・航空写真についてですが、赤色の太線で示した範囲が本地区計画の区域です。

本地区は、市営地下鉄3号線中川駅から北西に約600メートル、東急田園都市線あざみ野駅から東へ約1.2キロメートルの場所に位置しております。

14ページを御覧ください。

(2) 都市計画図についてですが、黒色の太線で示した範囲が本地区計画の区域となり、赤色の太線で示した範囲が、今回変更するC地区です。

資料左側の図は、用途地域に関する都市計画図です。C地区は第一種低層住居専用地域で、容積率は80%、建蔽率は50%となっています。



また、太陽光パネルに関しての安全性につきましては、しっかりと御近隣の方の御不安を払拭できるように事業者のほうに説明を丁寧にするように伝えておまして、いずれにしましても個別の話合いなどを続けながら、地区計画の目標に合ったものになっていくよう、また事業計画への御要望についてはしっかり受け止めて、事業者に対してもよりよい計画になるようにと求めていくつもりでございます。

- **白井正子委員** 今の説明で建物の高さについて、局としてはどのように求めていくのかというのが聞き取れなかったのですが、内容をもう一度お願いできますでしょうか。
- **村上住宅部住宅地再生担当部長** 高さにつきましては、まずこちらの地区がハウスクエアという、住情報を発信していたところであるですとか、あとは地域に開放されていた施設でもあったということから、そういった背景をまずは生かしていこうということ、あとはこういった住宅をつくっていく、脱炭素化のモデルとなるような住宅をつくっていくということと、市街地、中川周辺のまちづくりに寄与したものとなるようということで、高さもそうですが、市街地環境に資するような開放した広場、そういったものを整備していくことで高さを30メートルに緩和する、そういった考えで御説明をしてくれているところでございます。
- **白井正子委員** 30メートルに緩和するということに対して、住民からは高さについて見直しが求められているという、こういう今、陳情で寄せられている声なのですけれども、その高さについてはどのように考えているのかというのを伺いできればと思います。
- **村上住宅部住宅地再生担当部長** 地区計画審議会の中でもそういった御意見については審議をされて、今回地区計画のほうで決定をされているところでございます。  
引き続き地区計画の趣旨について御丁寧に説明をさせていただき、こういった対応を考えております。
- **白井正子委員** 高さの見直しを求めているということですので、地域全体の公益性に配慮した計画になるようにと求めていますということも陳情の中には含まれておりますので、ぜひの建物の高さ、それからパネルの高さについてはしっかりと見直しをしていただいて、地域住民に寄り添った対応ができるように局としての責任を果たしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- **長谷川琢磨委員長** 要望として。
- **白井正子委員** はい。
- **長谷川琢磨委員長** 他に。よろしいですか。  
(発言する者なし)
- **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **長谷川琢磨委員長** それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **長谷川琢磨委員長** 御異議ないものと認め、市第10号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 請願第4号及び第5号の審査、採決

- **長谷川琢磨委員長** 次に、請願審査に入ります。  
請願第4号及び請願第5号につきましては、説明の都合上、2件を一括議題に供します。

請願第4号 (仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における建築主らに対する適切な指導について

請願第5号 横浜市建築局の技術系職員による科学的な判断及び指導の実施について

- **長谷川琢磨委員長** なお、本件につきましては、みどり環境局の土田環境保全部長ほか1名が関係職員として出席いたしますので、御了承願います。

請願の要旨等については、書記に朗読させます。

- **市野議事課書記** 初めに、請願第4号、件名は(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における建築主らに対する適切な指導について。受理は令和8年5月8日。請願者は、磯子区の、仮称、ガーラ・レジデンス洋光台建築計画、近隣住民代表、スズキさん。紹介議員は太田正孝議員でございます。

請願の要旨ですが、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例の規定に基づき、横浜市長が建築主に交付した意見書に記載した趣旨を踏まえ、本市の担当部署が建築主らに適切な指導を実施されたいというものでございます。

次に、請願第5号、件名は横浜市建築局の技術系職員による科学的な判断及び指導の実施について。受理は令和8年5月8日。請願者は、磯子区の、仮称、ガーラ・レジデンス洋光台建築計画、近隣住民代表、スズキさん。紹介議員は太田正孝議員でございます。

請願の要旨ですが、本市建築局の技術系職員は、事業者側から提示された資料に関し、横浜市民の命を守る観点から、科学的な視点から判断を行うとともに、技術系職員が事案の対処から逃避するのでは、期待された職務を果たすことができず、横浜市民の命を守れないことを肝に銘じて職務に邁進されたいというものでございます。

- **長谷川琢磨委員長** 本件は行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解を求めます。

- **清田建築局長** 請願第4号、仮称、ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における横浜市長名の意見書記載の、住民に対し丁寧に説明を行うに即した対応を建築主らに指導することについて、当局の見解を申し上げます。

中高層条例では、建築主が中高層建築物等を建築する際の近隣住民等への建築計画の周知手続等について定めており、建築物の計画や工事の概要を説明するということとしております。説明の終了後、説明状況等が記載された近隣説明等報告書の提出を建築主から受け、内容の審査を行った後、必要な意見を記載した通知書を交付いたします。

本件におきましては、条例に基づいた説明会や報告書の審査は既に終了しており、横浜市意見書を建築主に交付をしております。意見書は強制力はありませんけれども、建築主に対し、良好な近隣関係を保ち、紛争の未然防止に努めるよう、本市の考え方を伝えるものでございます。本件におきましても、令和7年12月に交付した意見書など、工事着手に当たり住民の皆様に対し丁寧な説明を行うということを求めています。

次に、請願第5号、横浜市の建築局長以下の技術系職員は技術的な資料について、住民を孤立させることなく、科学的な判断を適宜行い、指導すること、ガーラ・レジデンス洋光台関連について、当局の見解を申し上げます。

事業者が住民の皆様へ送付した土壌汚染に関する資料につきましては、法令や条例に基づくものではなく、

任意に作成し、送付したものでございます。これらの資料の詳細な説明につきましては、資料を作成した事業者自らが行うべきものであるため、その内容について行政が個別に判断すべきものではないと考えております。

一方で、当該資料を受け取られた方々に疑問が生じていることについて、これまでも事業者に対し、住民の皆様への不安を払拭するため丁寧な説明と対応を行うよう、住民の皆様からの要望を繰り返し伝えてまいりました。

本件につきましては、現時点において、事業者が行っている法令や条例上の手続に不備は認められないものの、引き続き住民の皆様への不安解消につながる対応が図られるよう要請をしております。

当局の見解は以上でございます。

○ **長谷川琢磨委員長** それでは、各会派等の御意見等を伺います。

○ **酒井誠委員** ありがとうございます。

引き続き住民と事業者のコミュニケーションに努めてほしいということと、今、局長がおっしゃったように条例や認可等の法令の手続は適正に行われているということで、趣旨に沿い難く、第4号、第5号についても不採択と我が会派では考えさせていただきたいと思っております。

○ **木内秀一委員** 我が会派としましても同様なのですが、行政としては丁寧な説明も繰り返しておりますし、9番につきましてはそもそも任意の資料に関する内容でもございますので、いずれにしましても引き続きしっかり丁寧な説明責任を果たしていくことを期待するというところで、本請願につきましては不採択で考えております。

○ **森ひろたか委員** 立憲民主党としても、第4号、第5号、不採択をお願いします。

○ **柏原すぐる委員** 我が会派といたしましても、結論としては不採択をお願いしたいと思います。

適法に行われているというものの、住民の皆様への御心配、御不安もあるということだと認識しておりますので、引き続き丁寧な対応を行政には求めたいと思っております。

以上です。

○ **白井正子委員** 第4号については、事業者との関係で、局は住民の不安に寄り添ってほしいというのが請願の趣旨だと思いますので、採択をお願いしたいと思います。

また、第5号については、事実関係がつかめないことから、沿うことは難しいです。

○ **坂本勝司副委員長** 国民民主党といたしましても不採択ということでお願いしたいと思います。やはり引き続き建築局におかれましては丁寧な対応をしていただくことをお願いいたします。

以上です。

○ **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **長谷川琢磨委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、請願第4号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 長谷川琢磨委員長 挙手少数。

よって、請願第4号は不採択とすべきものと決定いたします。

次に、請願第5号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 長谷川琢磨委員長 挙手なし。

よって、請願第5号は不採択とすべきものと決定いたします。

以上で建築局関係の審査は終了いたしました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前11時37分

(当局交代)

再開時刻 午後0時50分

- 長谷川琢磨委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎ 横浜市都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定の方向性について

- 長谷川琢磨委員長 それでは、都市整備局関係の議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

報告事項に入ります。

初めに、横浜市都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定の方向性についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 樹岡都市整備局長 それでは、資料1を御覧ください。

横浜市都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定の方向性について御報告いたします。

目次を飛ばしまして、2ページを御覧ください。

1、地域別構想プランの改定についてですが、都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針として位置づけられています。また、図にお示しするとおり、市域全体の都市計画に関する基本的な方針を示す全市プランと地域の強みや魅力を生かしたまちづくりの方向性を示す区プランで構成されています。

令和7年5月の全市プラン改定を踏まえ、今回、計画の目標年次を全市プランと同様の2040年とした区プランの改定を進めます。

3ページを御覧ください。

今回の区プランの改定では、18区ごとに作成していたこれまでの構成を見直し、市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。

4ページを御覧ください。

エリア別方針と区別計画の役割ですが、エリア別方針については、複数区にまたがる取組や地域課題を踏

まえ、民間開発等を適切に誘導することを目的に、市街地開発事業や都市施設の整備などの都市計画に関する方針を示します。区別計画ですが、区ごとの現状や課題、緑、歴史といった特徴や魅力等を踏まえ、きめ細やかなまちづくりの取組を様々な主体と共に展開することを目指し、将来像や重点的な取組、都市計画に関する方針等を示します。

5ページを御覧ください。

2、エリア別方針について最初に御説明いたします。

6ページを御覧ください。

まず、エリア別方針のエリア設定の考え方ですが、土地利用の特徴や暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏ごとに市域を4つのエリアに分けてまちづくりの方向性を示します。

具体的には、主に環状2号線の内側の既成市街地に位置するエリアを都心及び周辺エリアとします。また、主に環状2号線の外側に広がる郊外部を鉄道沿線等の生活圏ごとに3エリアに分け、それぞれ北部エリア、西部エリア、南部エリアとします。

7ページを御覧ください。

エリア別方針の構成イメージですが、1、はじめにとして、横浜市都市計画マスタープランの位置づけや構成、改定の背景、エリア別方針の役割、エリア設定の考え方、5つのテーマと2つの方針を、2として現況と課題を、3、将来像として、現況と課題を踏まえた将来の都市像を、4、都市づくりの5つのテーマと2つの方針として各方針と方針図を、5、まちづくりの実現に向けてとして、まちづくりを推進していくための具体的な主体との連携などについてお示しすることを想定しています。

8ページを御覧ください。

5つのテーマと2つの方針についてですが、全市プランを踏まえ、エリアごとに経済、暮らし、にぎわい、環境、安全・安心の5つのテーマに基づく都市づくりの方針、その実現に向けた土地利用や都市交通の方針を示します。

9ページを御覧ください。

5つのテーマごとにお示しする内容についてですが、例えば経済のテーマでは、臨海部、内陸工業集積地域の機能維持・強化、暮らしのテーマでは、駅周辺や郊外住宅地等での生活利便施設など、多様な機能の充実、にぎわいのテーマでは、地域ごとの歴史や個性を生かしたにぎわいづくり、環境のテーマでは、樹林地や農地、海や河川など、自然が身近に感じられる環境づくり、安全・安心のテーマでは、地域の特性に応じた地震や火災、風水害への対策などを記載することを想定しています。

また、土地利用の方針では、都市構造や地域特性、用途地域等を踏まえ、土地利用の基本的な考え方を、都市交通の方針では、土地利用と整合を図りながら、道路や鉄道等の各交通手段の特性を踏まえ、交通体系の基本的な考え方をお示しします。

10ページを御覧ください。

3点目、区別計画について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

区別計画の構成イメージですが、1、区の概況として、地勢、人口動態等を、2、区の特徴・魅力として、良好な住宅地や豊かな緑や農地、歴史的資源といった都市の魅力などを、3として現況と課題を、4、まちづくりの方針として、特徴・魅力、課題などを踏まえた区の将来像等を、5、区の特徴を生かしたまちづく

りとして、区のまちづくりの重点取組や方針、取組を進める地区などをお示しすることを想定しています。  
12ページを御覧ください。

改定のスケジュールですが、本日、改定の方向性について報告させていただいておりますが、本年夏頃に市民アンケートやパネル展を行います。

その後、表の上段にお示しておりますが、エリア別方針については関係団体等へのヒアリング、令和9年度に素案の説明会と意見募集を、令和10年度に原案の意見募集を行い、令和10年度末の策定を目指します。

中段、下段にお示した区別計画ですが、前半区8区と後半区10区に分けて策定を進めます。前半区はエリア別方針と同様のスケジュールで進め、後半区は令和11年度の策定を目指します。

説明は以上です。

○ **長谷川琢磨委員長** 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **木内秀一委員** 1点だけ確認いたします。

今回の改定なのですけれども、方針が最初に書かれているのですけれども、その一歩手前に、改定するエリア別をつくるのが改定だと思うのですけれども、この目的は何を目的にしているのかだけ確認させてもらえればと思います、方針という、その前の目的ですね。

○ **樹岡都市整備局長** まず1点目は、全市プランを今回、令和7年度に改定しておりますので、それが全市的な都市計画の方向性をお示したようなものになりますから、それを踏まえて、それぞれの現在ある区プランを改定していくというのが主たる目的です。

ただ、これまで区プランの策定では相当な時間がかかっている、18区で策定が5年間かかっています。ですから、そのやり方を見直して、例えば市街地開発事業とか都市計画道路とか鉄道とか、そういうものは各区というよりもある程度エリアで見えていくべきようなもので、今までの区別計画ではどのマスタープランにも同じ記述がされています。

ですから、そういったところはエリア別方針として、まずまとめて記載すると。そして、区プランはもう少し区民の方々の身近なまちづくりというところに重点を置いた区プランとしていきたいなというふうなことで、今こういった構成を考えております。

○ **木内秀一委員** よく理解はできたのですけれども、やっぱりエリアの境目ってあると思うので、そこはきっちりエリアで分けるのではなくて、事業単位というのでしょうか、そういったことで、その辺は流動性というか、臨機応変にやっていただけたらと思っているのですが、その認識で合っていますでしょうか。

○ **樹岡都市整備局長** なかなか、ある程度くくりをつくらないといけないので、今回一定の考え方の下、4つのエリアに分けさせていただいておりますけれども、委員が御指摘のとおり、これは区境もそうなのですが、線で人の生活とか営みが変わるわけではないので、そこは柔軟に地域の実情を捉えながら、今回、地域別方針つくっていききたいと、エリア別方針つくっていききたいと考えております。

○ **長谷川琢磨委員長** 他に。

○ **白井正子委員** 説明ありがとうございました。

4ページのところでエリア別方針のことが説明されたのですけれども、民間開発等を適切に誘導することを目的にこの方針等を示しますということになっているのですが、区別の計画では緑、歴史といった特徴、魅力などを踏まえてきめ細かくやるということにされておまして、市民の希望としては、これ以上、緑が減らないような対策をしてほしいというのが大きな声になっているわけですが、エリア別方針の中で

開発等を誘導していくことを進めていくということになると、緑の総量の関係とはどのようになるのでしょうか。

- **樹岡都市整備局長** 当然、緑を守っていくということも重要な施策でございますし、都市計画マスタープランは水と緑の基本計画はじめ様々な計画と整合を取りながらつくっていくものですので、民間開発イコール緑の喪失というわけではないと考えております。
- **白井正子委員** 大変、その点が、今の書かれている内容だけでは心配になりますので、今のお答えで、そういうことだということで確認はいたしました。ありがとうございます。
- **長谷川琢磨委員長** 他に。
- **森ひろたか委員** ありがとうございました。

本計画については、今現状の横浜の各区の課題ですとか、あとは都市としての課題を解消していくために大変重要な位置づけのプランになってくるのだらうと認識しています。

そんな中で4方面のプランをつくり、区プランをつくっていくのですけれども、今回、前後半分けているではないですか。前後半に分けている各区、早く取り組んだほうがいいところと、もう少し時間、時期を見据えてというところがあると思うのですけれども、その辺の選定の考え方について、局長、まず聞いていいですか。

- **樹岡都市整備局長** 現在、各区それぞれ事業が進んでいたり、あるいは区制何周年ということがあったりしますので、これは区の皆様方とも相談しながら、ただ、これを3ブロック、4分割してしまうと、また一番最後に改定した区はすぐ改定が来ちゃうということになりますから、前半と後半に分けることを基本としながら、区のそれぞれの事情、実情をお伺いして、今回このような考え方とさせていただいております。
- **森ひろたか委員** 分かりました。

各区、様々な課題あると思うのですけれども、横浜市全体を見れば、当時六大事業が始まって約60年ぐらい経過して、各区の中で様々なまちづくりの課題というのが顕在化してきているのだらうと思います。

人口の動態も変わり、そして構成も変わってきて、高齢化もかなり進んでいるところもあるし、逆に若返っているところもあるしというので、そういった意味ではそういった区プランを制定することによって、今現状、各エリアのエリアプランというか、協定みたいなもの、まちづくり単位でいくとひもづいちやっているといるのですね。

まち単位である協定と今回の改定の関係性についてはどう捉えておけばいいですか。

- **樹岡都市整備局長** いろいろな地域のまちづくりプランは、地区計画みたいなものもあれば、建築協定といったものもございます。

全体の方向性としては、やはり区プランをつくるときに、それぞれの地区の課題が何があって、じゃどういふふうに進んでいったらいいかなということは議論していくと思いますけれども、最終的に協定等になれば、やはりその中でまた合意形成というものが必要になってきますので、そちらについては、関係する地域で区プランとは別にまたしっかり議論をしなければいけないとは思いますが。

ただ、全体の課題感であるとか、どういう方向でまちづくりを進めていくべきかというのは、今回各区の中で様々な議論、検討が進んでいくということを我々も目標としているというところでございます。

- **森ひろたか委員** ありがとうございます。

今、局長お答えいただいたところは12ページのところにも記載があるので、そこは心配していないのです

けれども、自治会・町内会とか商店会とか関係団体へのヒアリングとあるのですけれども、各企業、立地している企業も大変、地域の中での役割というのはあると思いますし、今後地元経済を発展させていくためには地元企業の声というのも大切だと思いますけれども、その点のヒアリングはどう考えているのか聞いていいですか。

○ **樹岡都市整備局長** その分野も、分野というか、方々にも当然 しておりますので、詳細は光田部長から御説明いたします。

○ **光田地域まちづくり部長** いろんな業界団体の御意見につきましては、例えば不動産の団体でしたり、商工業界でしたり、農業関係でしたり、そういった団体ヒアリングを市民アンケートと並行して都市整備局のほうでやらせていただこうと思っております。

○ **森ひろたか委員** 細くなって申し訳ないのですけれども、それは各企業にアンケートをお出しすることなのですか、それともこの期間、御意見下さいというやり方、どちらの手法になるのですか。

○ **光田地域まちづくり部長** 最終的にはアンケートで集計をしていくことになるのですが、直接対面で団体に向って、御意見をお伺いして、それをアンケートの形にさせていただくという形を考えております。

○ **森ひろたか委員** 分かりました。ぜひ丁寧をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点なのですけれども、今回の計画に当たって、頭のところでマスタープランと地区構想との整合ということで、各分野別の計画が整合性を取っていくということが示されています。

4ページ目に、エリア別方針のところに京浜臨海部の関係があります。

産業機能の更新と拠点形成ということなのですけれども、京浜臨海部のマスタープランについては20年、改定がされていなくて、そろそろ改定のタイミングかなど。平成30年のときにも約20年たって改定、今20年超えようとしているところですので、京浜臨海部のマスタープランの関係はここにはあまり示されていませんけれども、整合という文言を捉えれば、しっかり改定していくという方向というか、なのかなど受け取れますけれども、そういう認識でよかったですか。

○ **樹岡都市整備局長** 京浜臨海部につきましては、マスタープラン策定後に各地域においてそれぞれの立地企業様といろいろ話し合いを行ったりとか、あとまちづくりの勉強会みたいなものを立ち上げて、様々な議論をさせていただいております。そういった中では、マスタープランをベースとしつつも、やはり今の時代時代に合わせた各企業の活動、それから思考というのが変わってきていますから、それに応じた個別の検討が進んでいるという状態になります。

ですから、今回エリア別方針等をつくるに際しても、昔つくったマスタープランをそのまま移すというよりは、そこから発展してきている現在の取組状況を踏まえて、さらに将来を見据えたような記載としていければと考えております。

○ **森ひろたか委員** あまり理解が及ばなかったのですけれども、多分、今、京浜臨海部のマスタープランって一部のエリアだけ、3エリアを中心にやっていますね。それ以外のエリアのところについては、やっぱりエリア設定がされていないものですから、なかなか事業展開とか新たな産業を呼び込むとか、そういったことがなかなか足踏みしちゃっている状況だと認識しています。

なので、京浜臨海部のマスタープランでしっかりと方向性を示してあげることが大切なのだろうと思いますし、都心臨海部がこれだけ開発が進んで、次は山下公園側かもしくは東神奈川のほうに延ばすか、どちらかの方面で考えたときには、やっぱり京浜臨海部マスタープランの改定が大変大きなポイントにな

るのだらうと思っておりますので、一問一答みたいになってしまうと申し訳ないので、私はそう考えていますので、今後整合性を取るときにしっかりと京浜臨海部マスタープランの改定も視野に考えておいていただきたいなと思っておりますので、これ要望にしておきますので、よろしくをお願いします。

○ **長谷川琢磨委員長** 他に。

○ **柏原すぐる委員** 御説明ありがとうございました。

私のほうからは、今回のマスタープランに関連することにつきましては、私自身はいろんな予算審査ですとか決算審査でも取上げさせていただきまして、先ほど局長からもありましたようにマスタープラン改定から区プラン策定までに結構時間が要していたところ、今回なるべく早期にということでは着手されている点は評価をしているところです。

その上で、直近、私も区プラン、私、鶴見区選出なので見たのですけれども、結構久々に見たなと思いつつ、というのが、なかなかこのまちをどうしていくのだというときは、ある程度、よりどころかなと思いつつ、こうしたものが実際の行政運営あるいはまちづくりの中で生かされているのだらうかとは思っております、実際、今の現行の区プランというのはどんな形で生かされてきたのかというのを、ざっくりなのですが、お伺いいたします。

○ **樹岡都市整備局長** 基本的にまちづくり、各区で進めるときには全市プラン、区プランに基づいて、基本的な大方針ですから、それで取組を進めております。

ただ、恐らく生活者の実感として、身近なところが変わると、変わったという実感あると思うのですけれども、なかなかそういうものばかりではない、都市計画という枠組みの中では。ですから、今回の区別計画の中ではもう少し住民主体のまちづくりとか共創みたいな、そういうまち普請とかで我々も支援しておりますけれども、そういった地域に根差したような取組みたいなものもこの中で一定程度記載できればいいなと考えておるところです。

○ **柏原すぐる委員** ありがとうございます。

この間も予算審査でやり取りをさせてもらったところで、ツールになるようになればいいかなとは思っております、今、区プランは何ページあるのでしょうかね、107ページぐらいありまして、例えばですけれども、地域の小学校の授業で、一部は何か調べるときに使えるのかな、いろんな場面で引き出しとして使えるような場面があってもいいのではないだらうかな、あるいは民間事業者の、投資と言うと大げさですけれども、どういうニーズがあるのか、どうしたまちを目指しているまちなのだらうかといったときに参照できるようなものになったらどうかなと思っております、まだ具体的な構成だとか厚み、あるいは例えば教育委員会のつくった教育振興基本計画だといろんな冊子の分類をつくったり、届けたい人向けにつくり方が変わっていたのですけれども、そうしたお考えというか、今の段階でどういうふうにあるのかお伺いしたいです。

○ **樹岡都市整備局長** 詳細についてはこれからの検討ということになりますけれども、やはり都市計画マスタープランというのはなかなか一般の方々からすると手に取りにくいものだと思いますので、そういった方に手に取ってもらう、そして理解しやすくつくっていくということは今回の改定の主眼としても考えていますので、これからできるだけいいものができるように努めていきたいと考えております。

○ **柏原すぐる委員** 私としては期待をしておりますので、ぜひプロセスの中で一緒に住民の方あるいは企業の方と議論し、考える機会にぜひなればと思っております。

ありがとうございました。

- 長谷川琢磨委員長 他に。よろしいですか。

(発言する者なし)

- 長谷川琢磨委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



### ◎ ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業の推進について

- 長谷川琢磨委員長 次に、ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業の推進についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 樹岡都市整備局長 それでは、資料の2を御覧ください。

ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業の推進について御報告いたします。

目次を飛ばしまして、2ページを御覧ください。

1、ニツ橋北部地区のこれまでの経緯ですが、写真赤枠で囲った瀬谷区の相鉄線北部のエリアがニツ橋北部地区となります。

3ページを御覧ください。

昭和32年12月に写真の水色の点線と実線で示した三ツ境下草柳線及び瀬谷地内線が翌33年3月に、赤枠で囲った約172ヘクタールの区域で土地区画整理事業の都市計画決定がされました。その後、平成18年3月に地区全体のまちづくりの考え方を公表し、土地区画整理事業は区域全体では行わず、黄色に塗ったC地区の一部で事業を実施する方向で検討を進めていました。

4ページを御覧ください。

その後、都市計画道路の沿道地域で土地区画整理事業を実施することとし、平成27年8月に地図の赤色でお示したC地区の一部について、第1期地区として事業計画を決定しました。また、本年4月に、地図の水色でお示した瀬谷駅側の第2期地区において、土地区画整理事業法に基づく事業計画の縦覧を実施しました。

5ページを御覧ください。

2、土地区画整理事業の実施による効果ですが、1点目は東西を連絡する道路ネットワークの完成です。幹線道路の不足に起因する現在の慢性的な渋滞、旧上瀬谷通信施設地区の開発による将来の交通量増大に対応します。

6ページを御覧ください。

2点目は、当該エリア及びその周辺地区の防災性・安全性の向上です。

雨水調整池の整備、地区内の狭隘道路の解消、都市計画道路の無電柱化などにより、災害に強いまちづくりに寄与します。また、当事業で整備する都市計画道路は、旧上瀬谷通信施設地区に整備される広域防災拠点からの物資輸送ネットワークの一翼を担います。

7ページを御覧ください。

3点目は、魅力あるまちづくりの推進です。

土地区画整理事業による宅地の整形化、敷地の接道向上、建物の建て替えなどにより、良好な住環境の創出につながります。

8ページを御覧ください。

3、第1期地区の事業の進捗状況ですが、平成27年8月に事業計画決定され、現在までに調整池や公園などの整備が完了しております。今後、令和8年秋以降の都市計画道路である三ツ境下草柳線の開通、令和9年3月の換地処分を目指し取り組んでまいります。

9ページを御覧ください。

4、第2期地区の事業計画の概要ですが、都市計画道路である三ツ境下草柳線のほか、区画道路や雨水調整池を公共施設として整備します。

10ページを御覧ください。

表に記載のとおり、地区面積は約6.7ヘクタール、地権者数は約240人、総事業費は約217億円、事業期間は令和8年度から令和25年までと予定しております。

11ページを御覧ください。

5、第2期地区の事業化に向けた検討状況ですが、これまで地域への事業説明会や地権者への個別ヒアリングを重ねながら合意形成を進めてまいりました。今年度は、4月に事業計画の縦覧を実施するなど、事業化に向けた手続を進めており、令和9年1月以降に事業計画決定を行う予定です。引き続き地域の皆様の御理解を得ながら、着実に推進してまいります。

説明は以上です。

- 長谷川琢磨委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

- 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

---

◎ 新横浜駅北部地区まちづくり方針（素案）の策定について

- 長谷川琢磨委員長 次に、新横浜駅北部地区まちづくり方針（素案）の策定についてを議題に供します。

なお、本方針につきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定する議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

当局の報告を求めます。

- 樹岡都市整備局長 それでは、資料3を御覧ください。

新横浜駅北部地区まちづくり方針（素案）の策定について御報告します。

目次を飛ばしまして、2ページを御覧ください。

1、はじめに。

策定の背景と目的ですが、新横浜駅北部地区は業務等の多様な機能が集積し、都心として横浜経済を牽引してきました。近年は土地区画整理事業の完了から50年が経過し、今後建物更新などが本格化していきます。このような状況を踏まえ、まちの魅力をさらに高め、将来につないでいくために方針を策定するものです。

3ページを御覧ください。

(2) 地元町内会・自治会からの意見ですが、地元町内会・自治会からいただいた御意見を踏まえて素案を作成しました。主な意見として、日用品店舗、スーパーマーケット、子育て支援施設が必要、都市ブランドの向上などの御意見をいただきました。

4ページを御覧ください。

2、素案について。

(1) 素案の構成ですが、1、はじめには、町内会・自治会の会長方からいただいたメッセージ、成り立ち、目指す姿をまとめました。2、今とこれからでは、地域の意見や都市計画マスタープランの都市づくりのテーマを参考に、まちづくりの6つのテーマをまとめました。3、これからのためにでは、地域、企業、行政のそれぞれの役割とつながりによる実現のための視点をまとめました。

本日は概要を御説明しますので、詳細は、お手元に配付させていただきました冊子を後ほど御覧ください。

5ページを御覧ください。

(2) 新横浜の目指す姿ですが、新横浜が持つポテンシャル、地域の思いなどを基に、新横浜ブランドをみんなでつくっていくため、今回のまちづくり方針では目指す姿を、つどいが価値を生み つながりが未来を動かす都心 新横浜としています。

6ページを御覧ください。

(3) まちづくりの6つのテーマ、そのうち①横浜の陸の玄関口ですが、広域交通拠点として新たな魅力を呼び込むことを目指します。新たなモビリティの導入やデッキの拡充など、駅とのアクセス性や回遊性の強化を図っていきます。

下の写真はイメージや市内事例を示しています。

7ページを御覧ください。

まちづくりと新図書館整備ですが、地域、企業の交流の場や街なかへの回遊、滞留の創出などの効果を生み出し、地域課題の解決と価値向上を図っていきます。

8ページを御覧ください。

②進化し続ける新横浜ですが、企業の方が都心の未来に開くことを目指します。

高度利用による業務集積を進め、市経済の拠点形成を図っていきます。また、多様なサービス店舗、スーパーマーケットなどの生活利便施設の充実などを進めていきます。

9ページを御覧ください。

③新横浜らしい街並みですが、様々な表情を持ちながら調和する街並みを育むことを目指します。

歩いて楽しく、安心と景観が調和した通りの個性や表情を生かした歩行空間づくりを進めていきます。

10ページを御覧ください。

④新横浜でつながるですが、集い、つながり、新たな出会いや愛着を生み出すことを目指します。

地区内にとどまらない、広がりのあるつながりを生み出す地域の活動を進めていきます。

11ページを御覧ください。

⑤新横浜の環境ですが、自然の潤いがまちに心地よさを届けることを目指します。

都市緑化や低層部のセットバックによる暑熱対策など、環境に優しいまちづくりの推進を図っていきます。

12ページを御覧ください。

⑥新横浜の安全安心ですが、日々の備えが都心の未来を支えることを目指します。

暮らしと経済活動を守る防災と減災への備えを進めていきます。

13ページを御覧ください。

(4) 新横浜のこれからのために～つどい・つながりと技術の活用～ですが、強みである地域力に加え、

企業の力により、新しい技術を取り入れることで、新たな価値を創出していきます。

14ページを御覧ください。

特性を生かしたまちづくりですが、都市機能の配置や規模、低層部のにぎわい創出などと、誘導施策を一体的に推進していきます。

15ページを御覧ください。

まちづくりの方針の生かし方ですが、①地域による実行力愛着、②企業による技術力・人材、③行政による仕組み・環境づくり、3者の強みを生かし、掛け合わせることで、新横浜ブランドをみんなで作って、つどいが価値を生み つながりが未来を動かす都心 新横浜を実現していきます。

最後に、16ページを御覧ください。

3、策定スケジュールですが、本日まちづくり方針の素案について御報告した後、6月から7月に市民意見募集を実施し、秋頃にまちづくり方針を策定する予定です。

御説明は以上です。

- **長谷川琢磨委員長** 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **木内秀一委員** 1点だけ確認なのですが、私の新横浜のイメージって、オフィス街であり、ターミナル駅、新幹線のある、あとは大きいイベントがある日産スタジアムや横浜アリーナで利用する。それ以外で観光というイメージがあまりなくて、今回のまちづくりの方針の、先ほどの中期計画ではないですが、4年後なり長期的な最後の目指す形、どういったところを目指そうとしているのかというのがまだぼんやりしているような気がこの資料からはするのですが、その辺、どんなビジョンというか、持っているのかだけ、1点確認させてください。
- **樹岡都市整備局長** 委員も御指摘のとおり、オフィス、特にITとか、比較的先端企業が集積している場所でございます。今回、相鉄、東急線などが開通したことも踏まえて、そういったイノベーションを生み出していけるような環境づくりを、1点はしていきたいと考えております。周辺の大学等とも鉄道で横浜国立大学であるとか慶應義塾大学とかも非常に近くなっておりますので、学と産の連携ということもしっかり取り組んでいきたいというのが1点でございます。

それから、2点目として、やはり横浜アリーナとか日産スタジアムという大きな集客施設があるということで、交通利便性も高いということから全国から新横浜に来ていただいている状況です。しかし、新横浜で滞在する場所はほとんどない。ですから、そういったイベントに来られる方あるいは帰られる方がもう一足伸ばしていただけるような環境づくりを新横浜や周辺でもしっかり行っていきたいですし、ひいては都心部とか横浜市内のほかの魅力的な場所にしっかり足を運んでいただけるような、そういう陸の玄関口としてのまちの発展というのを努力していければなど、我々としても考えております。
- **木内秀一委員** ありがとうございます。

まさにそのとおりがかなと思ひまして、通り道という言い方は失礼なのですが、しっかりそこに足を止めてもらえるような工夫も盛り込んだまちづくりの方針にぜひしていただきたいと思ひます。

以上です。
- **森ひろたか委員** 1点だけ、今、木内委員おっしゃっていたように、何か新たな観光資源をつくっていくとなると、もちろん土地が必要になってきますよね。北側見てみると、今Googleでも見えていますけれども、やっぱりばんばんなので、

そうすると、少し先の鶴見川側に少し戦略的に土地をつくっていくとか、もしくは篠原口側に新たに土地を確保して、新たに集客できるような何か施設を設けるとか、あとは今建てようとしている図書館を複合化して、より魅力的なものにしていくとか、そういったことぐらいしか、私の少し知識がないところでは想像できないのですけれども、局としては、今御回答いただいた内容からすると、例えば大型イベントがあったときにどこかもう一步寄れるところみたいなことを御答弁いただきましたけれども、具体的にどういうイメージを持っているのですか。

○ **樹岡都市整備局長** 単純に、例えばコンサートとかに全国で来られると、グッズを買いに午前中から来られるわけですね。コンサートは夜から開始だという間の時間に、どうも秋葉原に行ったりとか東京に行ったり渋谷に行ったりという行動を取られた方が割といらっしゃると聞いておまして、そういうところで、やはり滞在できる、それは飲食もそうでしょうし、図書館もその受皿の一つになるかもしれませんけれども、そういう一つ一つの開発で、より、できるだけ魅力を高めるような取組を、付加価値を付加するようなことをしっかり都市整備局としても取り組んでいければと考えております。

○ **森ひろたか委員** これから、今あまり土地がないけれども、積極的に都市整備として、空いている土地を買いに行くのか、それとも民間でしっかり投資を呼び込むのか、その動きが出てくるという認識でいいのですか。

○ **樹岡都市整備局長** しっかり、まず民間の投資を呼び込めるように、今の都市計画の規制等をしっかりと点検して、見直しをしていきたいと考えております。

それから、委員からお話があった南部、新横浜駅の南口の開発につきましてはこれまで様々な経過がございまして、やはりそこに土地を持たれている方、お住まいになられている方としっかりと、どのようなまちづくりを進めていくのかということ、やはり膝を突き合わせてしっかり議論するということが必要だと考えておりますので、そちらにつきましては、何をどうするというよりは、まずはどういうまちづくりを南口で進めていったらいいのかということ、地域の方々と一緒に話を進めていきたいと考えております。

○ **森ひろたか委員** ありがとうございます。

南の件については私も承知していますので、これ以上、深く突っ込みませんが、接続だけはしっかりやっていただきたいと思っているのです。今、篠原口から北側とえばいいんですか、新幹線側とえばいいんですか、に行くのに、迂回が相当遠いので、接続が、やっぱり悪いのですよね。

今回、この計画は北部の地区のまちづくりですけれども、将来見通して、しっかりと篠原口との接続をしっかりと円滑に、人の行き来、回遊ができるような形を取っていただきたいと思っておりますので、これ要望しておきますが、よろしくお願いします。

○ **長谷川琢磨委員長** 他に。

○ **白井正子委員** 先ほど説明された中で、企業の力により、新しい技術を取り入れていく、様々な実証実験にチャレンジをして社会実装を目指すという部分があるのですけれども、ここをもう少し具体的に教えていただければと思います。

つどい・つながりと技術の活用ということで書かれているので、何らか移動の手段が、新しい技術などがこれから実証実験されるのかなとも思うのですけれども、具体的なところを教えてください。

○ **樹岡都市整備局長** 様々な技術の進歩が非常に速いスピードで進んでおります。

これは、そういった先端的な技術を開発し、そして社会に実装していくということのそのスピード感と

というのが、やはり世界の経済の中で我が国がどういうふうに進めるかというところの一つのポイントにもなると思います。

そういった意味では、様々なアイデア、技術を社会の中で実験していける環境づくりというのは非常に重要だと思っております、特に新横浜につきましてはITとか、そういったコンピューター系の会社さんがたくさんいらっしゃいますから、そういう技術を試すあるいは使えるという、そういう環境を、これはソフト的な取組も多くなるとは思いますけれども、経済局なんかと連携してつくっていければと考えております。

○ 白井正子委員　そういうことを進めるときに、横浜市としてはどういった役割がその場で発揮できるのでしょうか。

○ 樹岡都市整備局長　様々考えられると思います。1つは、プラットフォームみたいなものをつくって、ちゃんとつないであげるという、そういう役割もできるでしょうし、あるいは公有地を柔軟に活用していくということもあると思いますし、あるいは交流の場がなければ、そういった場所を設けてあげると。

それは、ハード的にもソフト的にも様々やれることがあると思いますけれども、まずはしっかりと企業さん同士あるいはそのステークホルダーの方々をつないでいくようなことを、ハード的にもソフト的にもその場に適したものを考えていくことが大事ではないかなと考えております。

○ 白井正子委員　確認をしました。

○ 長谷川琢磨委員長　よろしいですか。

○ 白井正子委員　はい。ありがとうございました。

○ 長谷川琢磨委員長　他に。よろしいですか。

(発言する者なし)

○ 長谷川琢磨委員長　他に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、本方針が議決事件に該当するかどうかについて協議したいと思います。

本件について、各会派の御意見をお願いいたします。

○ 渋谷健委員　御説明いただいた方針は新横浜の北部地区だけを対象にするものなので、市域の全域あるいは市民全員を対象とした計画には当たらないと思いますので、我々の会派としては議決事件には該当しないということでお願いします。

○ 木内秀一委員　我々の会派としましても、同様に議決事項ではないと判断します。

○ 森ひろたか委員　会派といたしましても、議決に該当しないということでお願いいたします。

○ 柏原すぐる委員　我が会派といたしましても、議決に該当しないと考えます。

○ 坂本勝司副委員長　国民民主党といたしましても、本件は議決事件に該当しないということでの取扱いでお願いします。

○ 白井正子委員　行政計画ですから、議決にはなじまないと思います。

○ 長谷川琢磨委員長　それでは、お諮りいたします。

皆様からの御意見をお伺いした結果、本委員会としましては本方針は議決事件に該当しないということにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 長谷川琢磨委員長　御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

当局におかれましては、今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら、本方針の策定を進めてい

ただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で都市整備局関係の議題は終了いたしました。

---

◇

◎ 閉会中継続調査案件について

- 長谷川琢磨委員長 次に、閉会中継続調査案件についてお諮りいたします。

1、都市整備及び市街地開発の進捗状況等について、2、建築・まちづくり行政の推進等について、3、道路・交通施策の推進等について、以上3件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

本件については、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

◇

◎ 委員派遣について

- 長谷川琢磨委員長 次に、委員派遣についてお諮りいたします。

委員派遣を行う必要が生じた場合、日時、視察箇所等の決定につきましては正副委員長に御一任願ひたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、委員の皆様も御希望がございましたら正副委員長に申し出ていただきたいと思います。

以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告等を議長宛てに提出いたします。

---

◇

◎ 各種委員会委員について

- 長谷川琢磨委員長 次に、各種委員会委員についてを議題に供します。

本件については、配付されております資料のとおり、1番目の横浜市都市計画審議会委員及び2番目の横浜市住宅政策審議会委員につきましては、過日の運営委員会で役職をもって充てるということに決定されておりますので、御了承願ひます。

3番目の横浜市市営住宅等入居者選考審議会委員についてお諮りいたします。

この委員につきましては、各会派から1人ずつと無所属の委員を選出することになっておりますので、選出をお願ひいたします。

初めに、自由民主党ですが、私が務めますので、よろしくお願ひいたします。

次に、公明党から選出をお願ひいたします。

- 木内秀一委員 私で、木内秀一でお願ひいたします。

- 長谷川琢磨委員長 よろしくお願ひします。

立憲民主党につきましては、森委員でお願ひいたします。

日本維新の会・無所属の会につきましては、柏原委員でお願ひいたします。

国民民主党につきましては、坂本副委員長でお願ひいたします。

日本共産党につきましては、白井正子委員でお願ひいたします。

本日欠席ですけれども、無所属につきましては、田中ゆきの田中ゆき委員をお願いいたします。

それでは、委員につきましてはただいまのとおり、自由民主党からは私が、公明党からは木内委員、立憲民主党からは森委員、日本維新の会・無所属の会からは柏原委員、国民民主党からは坂本副委員長、日本共産党からは白井委員、無所属からは田中ゆきの田中委員に決定いたします。



◎ 閉会宣告

- 長谷川琢磨委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

閉会時刻 午後1時39分

# 速報版